

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 外国に住んでいる相続人

**Q** : 父が死亡しました。相続人は母と私と妹の3人です。

ところで、アメリカ人と結婚し、アメリカ国籍を取得している妹は、父の死亡前からすでにアメリカで居住しています。妹が父の遺産を取得した場合には、相続税はどのように取り扱われるのでしょうか。

**A** : 妹さんが取得される財産のうち、日本国内にあるものだけが相続税の課税対象となります。

### 【解説】

あなたの妹さんが、たとえアメリカに住みアメリカ国籍を有していても、お父さんの子ですから相続人となりますが、相続税が課税される財産は、財産の取得者の住所が日本国内にあるかどうかで異なります。

相続又は遺贈により財産を取得した者が、財産取得の時に日本国内に住所を有しているときは、その取得した財産が日本国内にあるか外国にあるかを問わず、その財産全部について相続税が課税されることになります。

これに対して、財産を取得した者が、財産取得の時に日本国内に住所を有していないときは、日本国内にある財産についてのみ相続税が課税されることになります。

ご質問の場合、妹さんはアメリカに住所があるのですから、取得された遺産のうち日本国内にあるものだけが課税対象となります。

